ほうじんHIT

ひみ いみず たかおか

第128号
2026









contents

税務署長着任のご挨拶／定期人事異動…… 2
第15回定時総会／総会記念講演会…… 3
役員名簿…… 4
委員会委員名簿／県連総会 …… 5
青年部会会員大会、女性部会会員大会…… 6
法人会活動報告…… 7
青年部会・女性部会活動（租税教室）…… 9
租税教育バス／手作り雑巾寄贈 …… 10
全国女性フォーラム／絵はがきコンクール … 11
税制改正アンケート結果 …… 12
税理士会だより …… 16
自主点検チェックシート …… 17
国税の窓…… 18
新入会員／会員ご紹介のお願い …… 22
年末調整説明会・セミナー …… 23
税を考える週間講演会／表紙説明 …… 24

公益社団法人　高岡法人会

着　任　の　ご　挨　拶

高岡税務署　署長　**高　瀬　　学**



本年７月の定期人事異動により、高岡税務署長を拝命いたしました高瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

公益社団法人高岡法人会の会員の皆様方におかれましては、平素から法人会活動を通じ、税務行政全般に格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

高岡法人会は、昭和 27 年に創立された伝統のある法人会であり、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、長きにわたり、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に取り組まれるとともに、各種研修会・講演会の開催をはじめ、会員による租税教室の開催や小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、公益法人として積極的に社会貢献活動を展開されておられます。

これもひとえに、牧田会長をはじめとする歴代の役員並びに会員の皆様方のたゆまぬ努力の賜物であり、その御熱意と御尽力に対しまして心から敬意を表する次第であります。

さて、近年、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化等により大きく変化し、企業活動や国民生活においてデジタル技術の活用が急速に拡大している中、国税当局におきましても、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収事務の効率化・高度化、③事業者のデジタル化促進という３つの柱を掲げ、「税務行政のＤＸ」を推進しております。具体的には、総合窓口の受付時間短縮のほか、キャッシュレス納付の利用拡大や添付書類も含めた ALL e-Tax の定着、事業者の方が日頃行う会計・経理処理のデジタル化促進などの取組を進めているところです。

また、昨年９月からデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるガバメントソリューションサービスを導入し、インターネットメールやＷｅｂ会議システム、アンケート作成ツールなどを必要に応じて業務利用しております。

このような国税組織を取り巻く環境の変化を機に、データ活用をより一層推進していくとともに、オンラインツール等を利用したＢＰＲやリモートワーク等の多様な働き方を支える環境の整備にも意欲的に取り組んでまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、高岡法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

高岡税務署定期人事異動

令和８年７月 10 日発令

官　職	氏　名	前　職
署長	高瀬　学	金沢国税不服審判所　管理課長
副署長	杉森　淳	関東信越国税局　課税第一部　国税訟務官
総務課長	北嶋　宗紀	金沢国税局　管理運営課　課長補佐
特官（法人）	永坂　一雄	（留　任）
法人第一部門統括官	中山　孝仁	金沢国税局　法人課税課　情報技術専門官
〃　総括上席	堀田　幸嗣	（留　任）
法人第二部門統括官	澤本　裕貴	七尾税務署　法人課税部門　統括官
法人第三部門統括官	林　市朗	（留　任）

高瀬　学署長略歴

平成28年７月　高岡税務署 総務課長
平成29年７月　福井税務署 特官（開発）
平成30年７月　富山税務署 特官（総合）
令和元年７月　金沢国税局 主任税務相談官
令和２年７月　金沢国税不服審判所 国税審判官
令和４年７月　税務大学校金沢研修所 幹事
令和５年７月　金沢国税局 資料調査第一課長
令和７年７月　金沢国税不服審判所 管理課長
令和８年７月　高岡税務署 署長

公益社団法人高岡法人会第 15 回定時総会を開催



令和８年５月21日(木)、ホテルニューオータニ高岡において、公益社団法人高岡法人会第 15 回定時総会を開催しました。当日は、小川秀樹高岡税務署長をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り、会員179名（委任状 1,147 名）が出席しました。

総会では、来賓紹介に続き、牧田会長が挨拶を行いました。その後、定足数の確認および議長選出が行われ、牧田会長が議長に就任し、議事が進められました。



審議事項は次のとおりです。

［報告事項］令和７年度事業報告について

第１号議案　令和７年度収支決算報告並びに監査報告承認の件

第２号議案　役員辞任に伴う補充選任の件

［報告事項］令和８年度事業計画及び収支予算について

以上の議案および報告事項について審議が行われ、すべて原案どおり可決承認されました。

また、今総会をもって鍛冶功一副会長および上田悟監事が退任され、後任として松浦睦男氏が監事に選任されました。

続いて、長年にわたり法人会活動の発展に尽力された鍛冶功一氏に対し、牧田会長より役員功労者感謝状が贈呈されるとともに、小川秀樹高岡税務署長より高岡税務署長感謝状が贈呈されました。

最後に、小川秀樹高岡税務署長ならびに山本真弘高岡市総務部長よりご祝辞をいただき、盛会のうちに総会を終了しました。

総会特別講演会

総会終了後、元衆議院議員の金子恵美氏から「優秀なリーダーの共通点」と題して講演がありました。

金子氏は、高市早苗首相や安倍晋三元首相を間近で見てこられた経験をもとに、優秀なリーダー、そして「ついていきたい」と思わせるリーダーの特徴について、非常にわかりやすく語られました。

当日は、金子氏から写真撮影の許可が出たため、多くの参加者がスマートフォンを手に写真を撮ろうとしました。すると金子氏は、左右にポーズを取りながら、一人ひとりに応えるように笑顔で撮影に応じていました。





公益社団法人高岡法人会役員名簿

令和８年度

（敬称略・地区別五十音順）

役　職	氏　　名	法　人　名	役　職	氏　　名	法　人　名
会　長	牧田　和樹	㈱ＭＧＧ	理　事	野上　和義	㈱晴香園
副会長	北村　耕作	キタムラ機械㈱	〃	開　　章夫	昭和建設㈱
〃	西村　博邦	西村工業㈱	〃	平田　一彌	平田印刷㈱
〃	廣瀬　宏一	㈱広瀬アルミ	〃	細川　英明	伏木海陸運送㈱
〃	吉田　経晃	三協立山㈱	〃	堀　　一人	㈱石沢商事
〃	清水　幸雄	㈱清水住設	〃	本保　　実	㈱本保
〃	三箇　　洋	㈱エスケーシーデリ	〃	松井　康浩	加越能バス㈱
〃	林　　和彦	大栄建材㈱	〃	松村　泰隆	北陸ドラム工業㈱
専務理事	坂井　昌彦	（公社）高岡法人会	〃	村上　　祐	㈱福福旅行社
常任理事	頭川　俊一	菱富食品工業㈱	〃	藪　　敏治	㈱文苑堂書店
〃	園　　晶雄	立山電化工業㈱	〃	山﨑　　真	㈱開進堂
〃	竹中　伸行	㈱竹中製作所	〃	若野　歌子	㈱若野鋳造所
〃	土田　一清	㈱サンコー本店	〃	脇山　敏夫	畑一産商㈱
〃	寺﨑　敏治	寺崎工業㈱	〃	江添　章臣	氷見市農業協同組合
〃	松野　郁夫	㈱マツノ	〃	梶　　博司	㈲美人家
〃	室田　昌彦	ＢＢＳジャパン㈱	〃	久保　俊介	三興土木㈱
〃	結城　康則	㈲結城タイル	〃	田岸　昌治	㈱ユアーズオートタギシ
〃	島　　正己	㈱アムテック	〃	西川　隆宏	西川工業㈱
〃	寺下　利宏	㈱ソシオ	〃	姫野　裕一	㈱姫野精工所
〃	加治　秀夫	信興製函工業㈱	〃	山田　圭子	平和交通㈱
〃	小杉　一彦	㈱小杉稔商店	〃	荒木　一義	㈱荒木運輸
〃	杉山　義継	杉山製機㈱	〃	太田　豊作	協和紙工業㈱
〃	夏野　公秀	射水運輸㈱	〃	小川　城央	㈱ケンチ
理　事	有澤　誠文	塩谷建設㈱	〃	金井　武史	新高清掃㈱
〃	井上　敏夫	井上機材㈱	〃	串田　有弘	伸栄工業㈱
〃	沖　　孝則	㈱タカギセイコー	〃	下条　良子	シンコー運輸倉庫㈲
〃	金森　健祐	Ｋｉｎｓｙｏｕ㈱	〃	酒井　和広	新湊乳業協業組合
〃	串田　竜治	富源商事㈱	〃	新川　篤志	㈱プロデュース
〃	酒井　志行	富士コン㈱	〃	中川　義光	石友ホーム㈱
〃	酒井　善広	㈲酒井石油	〃	本郷　勝士	山森運輸㈲
〃	坂田　康成	オダケホーム㈱	〃	山本　光夫	道路技術サービス㈱
〃	澤田　康博	㈱沢田商店	〃	米田　大樹	米田木材㈱
〃	塩崎　吉康	塩﨑商衡㈱	〃	佐藤　彰洋	（公社）富山法人会
〃	多田勢津子	第一物産㈱	監　事	崎山　　強	㈱アップロード
〃	多田　　誠	多田薬品工業㈱	〃	奈良　康功	高岡信用金庫
〃	立野　政幸	㈲立野機工商会	〃	松浦　睦男	（公社）砺波法人会
〃	立野井慎一	㈱北翔	相談役	青木　　稔	㈱北陸銀行高岡支店
〃	田中　洋史	㈱夢創建	〃	末武　真吾	㈱富山銀行
〃	中野　収一	㈱エイト	〃	中村総一郎	北陸税理士会高岡支部
〃	中村　正治	ｻﾆｰﾗｲﾌﾞﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱			

公益社団法人高岡法人会支部長、委員会委員名簿（敬称略）

■ 高岡支部長　廣瀬　宏一　　■ 氷見支部長　清水　幸雄　　■ 射水支部長　林　和彦

■ 総務総務委員会（財務、研修等担当）11名

委員長	西村　博邦				
副委員長	林　和彦				
委員	竹中　伸行	松野　郁夫	結城　康則	室田　昌彦	島　正己
	寺下　利宏	小杉　一彦	杉山　義継	夏野　公秀	

■ 広報委員会（税の広報担当）12名

委員長	北村　耕作				
副委員長	土田　一清	西川　隆宏			
委員	井上　敏夫	酒井　志行	松村　泰隆	若野　歌子	脇山　敏夫
	姫野　裕一	太田　豊作	酒井　和広	下条　良子	

■ 税制委員会（税の提言担当）12名

委員長	清水　幸雄				
副委員長	園　晶雄	澤田　康博			
委員	沖　孝則	多田　誠	立野井慎一	松井　康浩	藪　敏治
	江添　章臣	田岸　昌治	中川　義光	山本　光夫	

■ 組織委員会（会員増強、会員交流事業担当）12名

委員長	吉田　経晃				
副委員長	寺崎　敏治	梶　博司			
委員	金森　健祐	多田勢津子	中村　正治	開　章夫	細川　英明
	村上　祐	荒木　一義	金井　武史	新川　篤志	

■ 厚生委員会（福利厚生担当）12名

委員長	廣瀬　宏一				
副委員長	本保　実	加治　秀夫			
委員	串田　竜治	酒井　善広	塩崎　吉康	野上　和義	平田　一彌
	堀　一人	久保　俊介	米田　大樹	小川　城央	

■ 健康経営委員会（健康経営担当）11名

委員長	三箇　洋				
副委員長	頭川　俊一	山崎　真			
委員	有澤　誠文	坂田　康成	立野　政幸	田中　洋史	中野　収一
	山田　圭子	串田　有弘	本郷　勝士		

公益社団法人富山県法人会連合会第14回通常総会開催

令和８年６月４日(木)、オークスカナルパークホテル富山において、公益社団法人富山県法人会連合会の第14回通常総会が、霜崎良人金沢国税局課税部長をはじめ多数のご来賓のご臨席のもと、盛大に開催されました。

総会に先立ち、武内県連会長より、永年にわたり法人会活動の推進および組織の充実強化に尽力され、会の発展に大きく貢献された役員の皆様へ表彰状が贈呈されました。ここに、受賞された役員の皆様をご紹介いたします。

【全法連会長表彰＜県連功労者＞】
副会長　北村　耕作　氏

【全法連会長表彰＜単位会功労者＞】
常任理事　小杉　一彦　氏　　常任理事　夏野　公秀　氏

【富山県連会長表彰＜単位会功労者＞】
常任理事　竹中　伸行　氏　　常任理事　土田　一清　氏
理事　平田　一彌　氏





青年部会会員大会(報告会)を開催





令和８年６月３日(水)、ホテルニューオータニ高岡にて、青年部会として初めてとなる会員大会(報告会)を開催しました。
昨年度の規約改正により、従来の「定時総会」から形式を改め、事業報告や事業計画を部会員の皆さまへ共有する場として実施したものです。

冒頭、山﨑部会長より挨拶があり、その後、以下の内容について報告・説明を行いました。

①令和７年度 事業活動及び決算報告
②令和８年度 事業計画及び予算
③会員拡大について
④財政健全化のための健康経営プロジェクトについて

報告会終了後、参加者全員で懇親会を開催しました。青年部会の現状と今後の方向性を共有する有意義な時間となりました。

今年度は、以下の事業を中心に活動を展開してまいります。

・青年部会ゴルフコンペ（5 月）
・租税教室（6 校）（5 ～ 7 月）
・富山県連青連協ゴルフコンペ（9 月）
・全国青年の集い「島根大会」（11 月）
・青年部会セミナー・部会員交流会（12 月）
・北陸地区青年の集い「石川大会」（令和 9 年 2 月）

女性部会会員大会(報告会)を開催

令和８年６月３日(水)、ホテルニューオータニ高岡にて、女性部会として初めてとなる会員大会（報告会）を開催しました。

青年部会と同様､昨年度の規約改正により､従来の「定時総会」から形式を改め、事業報告や事業計画を部会員の皆さまへ共有する場として実施したものです。

冒頭、山田会長より挨拶があり、その後、以下の内容について報告・説明を行いました。

①令和７年度 事業活動及び決算報告
②令和８年度 事業計画及び予算
③会員拡大に向けた取り組み

報告会終了後は、昼食を囲みながら部会員同士が交流を深め、和やかな雰囲気の中で親睦を図りました。

今年度は、租税教育、地域貢献と会員交流の充実を目的に、以下の事業を中心に活動を展開してまいります。

・全国女性フォーラム「埼玉大会」（4 月）
・租税教室、租税教育バス（5 ～ 7 月）
・寄附活動、手作り雑巾寄贈（6 月～ 8 月）
・日帰りバス視察研修旅行（9 月）
・税に関する絵はがき審査会（9 月）
・税務研修会（12 月）
・フラワーアレンジメント教室（12 月）





法人会活動報告

公益セミナー

机まわりスッキリ改革セミナー

令和８年１月20日(火)



高岡市生涯学習センターにおいて、リソースナビ代表の山口香央里氏を講師に迎え、「～見違えるほど仕事がはかどる 超時短！～机まわりスッキリ改革セミナー」を開催しました。

セミナーでは、整理がもたらす時間・金銭・精神面などへの効果をはじめ、書類を効率よく管理する方法や、仕事効率を高める机まわりの整え方について、具体例を交えながら分かりやすく解説いただきました。また、すぐに実践できる整理のコツやおすすめグッズなども紹介されました。

参加者からは、「すぐに取り入れてみたい」といった声が寄せられ、職場環境や業務の進め方を見直す良い機会となりました。机まわりの整理整の重要性を改めて学ぶ有意義なセミナーとなりました。

簡単にわかる！決算書の見方・読み方セミナー

令和８年３月10日(火)



高岡商工ビルにおいて、「～資金繰り強化の秘訣は貸借対照表にアリ！～簡単にわかる！決算書の見方・読み方」セミナーを開催しました。

講師には、財務リスク研究所㈱代表取締役の横山悟一氏をお迎えし、企業経営に欠かせない貸借対照表の見方や活用方法についてご講演いただきました。

セミナーでは、利益だけでは把握できない企業の実態や、資金繰りを安定させるための財務分析の重要性について、具体例を交えながら分かりやすく解説いただきました。また、貸借対照表をグラフ化して財務状況を視覚的に把握する「ビジュアル分析」も紹介され、参加者は理解を深めていました。

参加者からは、「分かりやすく大変参考になった」「自社の分析に活かしたい」といった声が寄せられ、充実したセミナーとなりました。

経営者のための「お金の学校」

令和８年７月２日(木)



高岡市生涯学習センターにおいて、ファイナンシャルプラットフォーム㈱代表取締役の高橋成壽氏を講師に迎え、「お金の学校 ～知らないと損する３つのお金ルール～」を開催しました。

セミナーでは、「社会保険」「税金」「投資」の３つの視点から、お金に関する基本的な仕組みや制度について学びました。また、結婚・子育て・介護・相続といったライフイベントを見据えた資金計画や、NISA・iDeCo などの制度活用についても紹介があり、適切な納税を前提とした長期的な資産形成の重要性について理解を深める機会となりました。

セミナー終了後には、参加者から寄せられた質問に対しても一つひとつ丁寧にご回答いただき、実践的な知識を深める有意義な時間となりました。

雇用管理研修会

令和８年４月13日(月)



富山県高岡文化ホールにおいて、社会保険労務士の宮本敦子氏を講師に迎え、労務担当者向け雇用管理研修「人事労務担当者の迷いがちな『これってどうなの？』を整理する労務管理の考え方～労働時間、振替休日、固定残業代、福利厚生等々～」を開催しました。

研修では、人事・労務分野における最近の制度改正について解説が行われ、健康保険の扶養認定、在職老齢年金の基準額変更、子ども・子育て支援金制度など、実務担当者が押さえておくべき最新情報について学びました。

また、日頃の業務で判断に迷うことの多い「これってどうなの？」をテーマに、労働時間、休日、振替休日、固定残業代、福利厚生の取扱いについて、法令や就業規則を踏まえながら分かりやすく説明いただきました。

法人会活動報告

法人税実務講座（初級編）を開催



【開催日】令和８年６月 10 日、17 日、７月３日、８日

講師に税理士法人あぶらたに事務所の油谷奈津紀税理士をお迎えし、法人税の基礎知識から実務上の留意点まで、わかりやすく解説いただきました。

講座では、法人税の特徴や地方法人税、法人住民税・事業税の概要をはじめ、貸借対照表や損益計算書の見方、企業会計と税務会計の違い、同族会社特有の税務上の問題などについて学びました。また、交際費、寄附金、給与、減価償却、貸倒引当金、修繕費と資本的支出の区分など、日常の経理業務に直結する実務ポイントについても詳しく説明が行われました。さらに、法人税の申告手続きのほか、消費税、印紙税、源泉所得税の基礎知識についても解説があり、受講者は税務実務に関する理解を深めることができました。

決算期別研修会を開催



【開催日】令和８年３月 ４日(水)（２月～４月決算法人）
令和８年６月 18 日(木)（５月～７月決算法人）
【講　師】高岡税務署法人課税審理専門官　梅澤あゆみ 氏

研修会では、法人会から「自主点検チェックシートは、日常の経理処理や決算・申告業務における誤りを未然に防ぎ、適正な申告の確保を図るための重要なツールであり、ぜひ活用を」と説明しました。

続いて、梅澤審理専門官より、法人税申告において誤りやすいポイントや、近年の税制改正に伴う留意事項について、具体的な事例を交えながら分かりやすい解説が行われました。特に、申告書作成時に見落としやすい項目や、判断に迷いやすい取扱いについて丁寧な説明があり、実務担当者にとって大変参考となる内容となりました。

高岡税務署において牧田会長が講話



牧田会長は、令和８年６月 22 日(月)、高岡税務署からの依頼を受け、高岡税務署において税務署職員を対象とした講話を行いました。

牧田会長は、長年にわたる行政機関との関わりや自身の経験を踏まえながら、職務に取り組む上での心構えについて語りました。

特に若手職員に対しては、「行政を担う者にとって、コミュニケーションは非常に重要である」と述べ、納税者との信頼関係の構築や職場内での円滑な連携の大切さを強調した。また、相手の立場や考え方を理解しようとする姿勢が、適正な税務行政の推進につながることにも触れました。

講話終了後には質疑応答も行われ、税務署職員にとって今後の業務に生かすことのできる有意義な機会となりました。

高岡古城公園清掃美化運動に参加



令和８年８月２日(日)午前６時 30 分から開催された毎年恒例の「高岡古城公園清掃美化運動」に、高岡法人会役員、青年部会役員、女性部会役員、役員企業の社員、法人会事務局員あわせて 16 名が参加しました。

参加者は本丸広場において、草むしりやごみ拾いなどの清掃活動に取り組み、公園の美化に努めました。

早朝からの活動ではありましたが、参加者一人ひとりが地域への感謝の気持ちを込めて作業に取り組み、公園内の環境保全に貢献することができました。

青年部会・女性部会活動（租税教室）

小学６年生を対象に、青年部会および女性部会の役員・部会員が講師となり、租税教室を開催しました。授業では、私たちの生活の中での税金の使われ方や、その役割について学びました。

「Kahoot（カフート）」アプリを活用し、税金に関するクイズを実施しました。児童たちはタブレットを使いながら参加し、楽しみながら学べる形式となりました。

参加型の授業を通して、児童からは「わかりやすくて楽しかった」との声があり、先生方からも好評をいただきました。税の大切さについて理解を深める有意義な機会となりました。

― 青年部会 ―



令和８年５月 27 日 (水)　射水市立中太閤山小学校



令和８年５月 29 日 (金)　射水市立小杉小学校



令和８年６月９日 (火)　高岡市立古府小学校



令和８年６月 18 日 (木)　氷見市立朝日丘小学校



令和８年６月 23 日 (火)　氷見市立湖南小学校



令和８年７月 16 日 (木)　高岡市立五位小学校

― 女性部会 ―



令和８年５月 28 日 (木)　射水市立太閤山小学校



令和８年６月 26 日 (金)　氷見市立西の杜学園

女性部会活動報告

租税教育バス

令和８年７月 15 日 (水)

女性部会では、高岡市立伏木小学校６年生 26 名を対象に、県内の公共施設を見学する「租税教育バス」を実施しました。児童たちは、高岡税務署、富山県議会、富山県防災危機管理センターを訪問し、税の役割や公共サービスの重要性について学びました。

学校から税務署へ向かうバスの車内では、租税教育用映像「カノンとスバルの３つの願い」を視聴し、税金が私たちの暮らしを支えていることについて理解を深めました。税務署では、事務室や署長室を見学したほか、租税教室の最後には１億円の重さを体験し、税に対する関心を高める貴重な機会となりました。

また、富山県議会では議長席に座る体験を行い、地方議会の仕組みや役割について学習しました。さらに、富山県防災危機管理センターでは、防災対策や災害発生時の対応について説明を受け、公共機関が果たす役割について理解を深めました。





幼稚園等へ手作り雑巾を寄贈

女性部会では、地域に根差した社会貢献活動の一環として、会員が手作りした雑巾を高岡市、射水市、氷見市の幼稚園・保育園へ寄贈しました。

今回寄贈した雑巾は、会員一人ひとりが心を込めて作製したもので、各施設の日常的な清掃活動に役立てていただくことを目的としています。

寄贈先の施設からは、「大変助かります」「施設の清掃に活用させていただきます」など、感謝の言葉をいただきました。

女性部会では、今後も地域とのつながりを大切にしながら、地域社会に貢献できる活動に積極的に取り組んでまいります。



令和８年６月 24 日 (水)　射水市立千成保育園



令和８年７月 22 日 (水)　氷見市しんまちこども園



令和８年７月28日 (火)　高岡第一学園第三幼稚園

第 20 回「法人会女性フォーラム」埼玉大会
彩の国から輝く未来へ～女性が創る新時代～



令和８年４月 16 日(木)、埼玉県さいたま市のソニックシティにおいて、「第 20 回全国女性フォーラム埼玉大会」が開催され、全国各地の法人会女性部会員約 1,700 名が参加しました。当会からも山田会長をはじめ６名が参加し、全国の会員との交流を深めるとともに、女性部会活動に関する知識と見識を広げる貴重な機会となりました。

大会第一部では、埼玉県秩父市出身の落語家・林家たい平氏による記念講演「笑顔のもとに笑顔が集まる」が行われました。講演では、落語家としての経験や人とのつながりの大切さ、笑顔によるプラスの連鎖などについて、ユーモアを交えながら分かりやすく語られました。会場は終始笑いに包まれ、参加者一人ひとりが笑顔の持つ力や人との絆の大切さについて改めて考える機会となりました。

続く第二部の式典は、埼玉県法人会連合会女性部会連絡協議会の宇野三花会長による歓迎の挨拶で開会しました。その後、主催者挨拶や来賓祝辞が述べられ、埼玉県法人会連合会女性部会連絡協議会による活動事例発表が行われました。発表では、租税教育活動や地域社会への貢献活動など、女性部会ならではの特色ある取り組みが紹介され、各単位会にとって今後の活動の参考となる内容でした。

また、大会宣言の採択や大会旗の伝達が行われるとともに、次回開催地となる長崎大会（令和９年４月 15 日開催予定）のPRが行われました。全国の女性部会員が一堂に会し、それぞれの活動成果や情報を共有することで、今後の女性部会活動のさらなる発展に向けた意識を高める大会となりました。

会場内では、令和７年度「税に関する絵はがきコンクール」の入賞作品が展示され、全国から寄せられた児童たちの創意工夫あふれる作品を多くの参加者が熱心に鑑賞していました。税の役割や大切さを子どもたちの視点で表現した作品の数々は、租税教育活動の重要性を改めて感じさせるものでした。

大会終了後には懇親会が開催され、全国の女性部会員との交流を通じて親睦を深める有意義なひとときとなりました。今回の大会で得られた学びや交流を今後の女性部会活動に生かし、地域社会への貢献と法人会活動のさらなる充実につなげていきたいと思います。

税に関する絵はがきコンクール』応募用紙を寄託　令和８年５月12日(火)

女性部会の山田会長と竹中副会長は、租税教育活動の一環として高岡税務署を訪問し、全国で実施されている「税に関する絵はがきコンクール」の応募用紙 5,000 枚を小川秀樹高岡税務署長へ手渡しました。





本取り組みは、児童・生徒の租税に対する理解と関心を深めることを目的として行われ、各小学校への配布について協力を依頼しました。

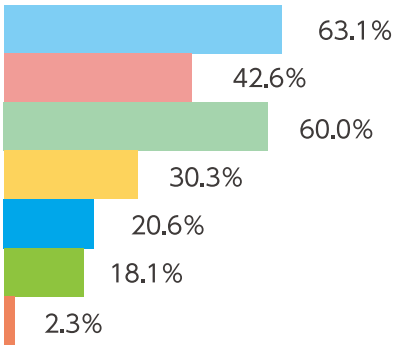
これを受け、高岡税務署では各市の教育委員会を訪問し、応募用紙の配布とともに、各学校および校長への協力依頼を行っています。

令和９年度税制改正アンケート結果(抜粋)

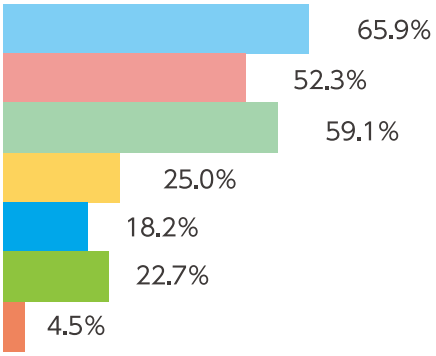
Q１　中小企業向け税制

令和９年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より３つ以内で選んで下さい。

- 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
- 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- 役員給与の損金算入の拡充
- 交際費課税の損金算入枠の拡大
- 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- その他



全 国



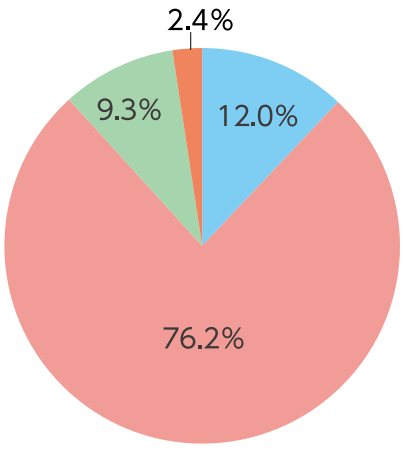
高 岡

※　率は、回答数を集計枚数（全国 14,825 枚、高岡 44 枚）で除した数字である。

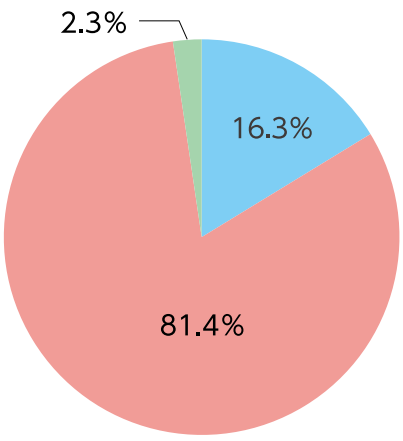
Q２　交際費課税

交際費課税について、中小法人は①800 万円までの交際費等の全額損金算入②接待飲食費の 50%の損金算入のいずれかを選択して適用することが認められています。また、令和６年度税制改正では、社外の人との飲食等で「１人当たり１万円以下」の飲食費については、交際費等の範囲から除外されました。与党は、交際費課税の趣旨や会議費の実態を踏まえ、令和９年度の税制改正で交際費課税の見直しを行う方針です。あなたの会社における交際費の状況等についてお聞かせください。

- 交際費は定額控除 (800 万円) を超えて支出している
- 交際費は定額控除の範囲内で支出している
- 中小法人以外であり、定額控除の適用はない
- その他



全 国

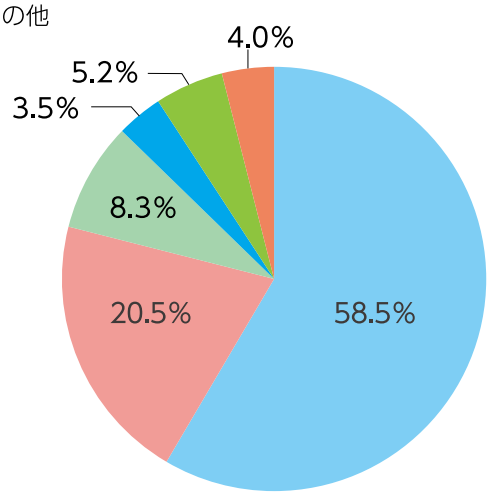


高 岡

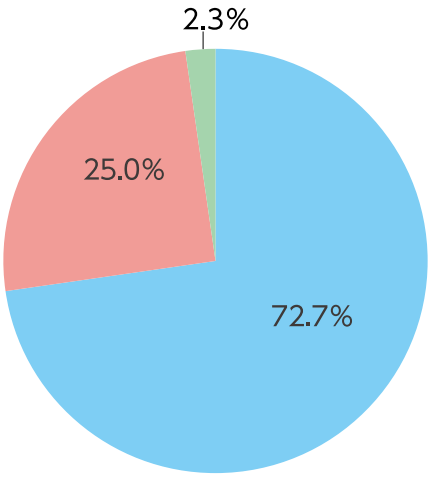
Q３　消費税／インボイス制度

課税事業者の方にお聞きします。令和８年度の税制改正では、免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする経過措置が見直されました。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- これまでと変わりなく取引を行う
- 課税事業者ではない取引先とは、取引を抑制等していく（すでに抑制等しているを含む）
- 課税仕入れを７０％から５０％控除できるまでは取引を行う
- 課税仕入れを３０％控除できるまでは取引を行う
- 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない
- その他



全国

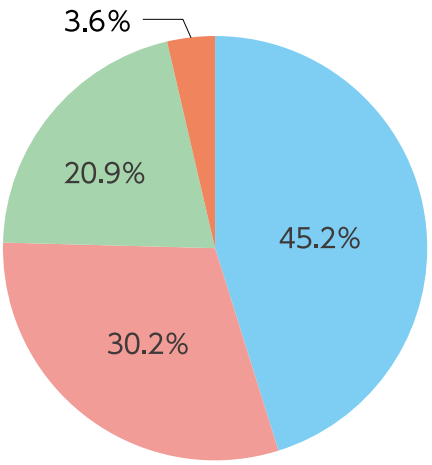


高岡

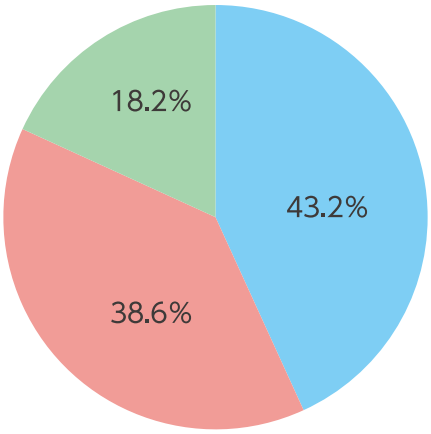
Q４　消費税／食料品に対する消費税率

今般の衆議院選挙において、与党は「２年間に限り、食料品に対する消費税率をゼロにする」との公約を掲げました。今後、社会保障と税の一体改革を議論するための「国民会議」を立ち上げ、実現に向けた検討を加速させるとしています。食料品に対する消費税率を引き下げることについて、事業者の立場としてどのように考えますか。

- 社会保障財源への影響も大きく、レジシステムの改修や事務手続き等の負担もかかるため、慎重に検討すべきである
- 物価高対策として有効であると考える
- 現時点では判断できない
- その他



全国

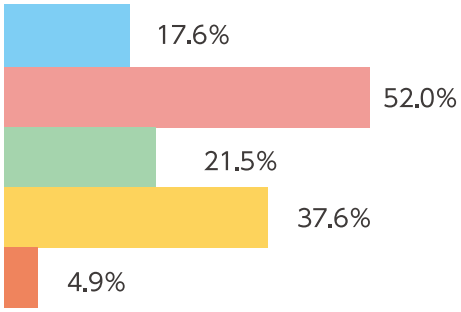


高岡

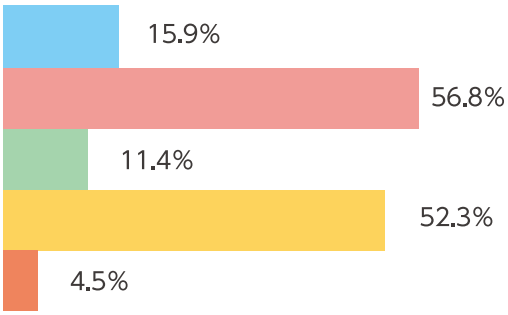
Q５　事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。令和８年度の税制改正では、納税猶予制度の特例措置において特例承継計画の提出期限が１年６か月延長されました。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を２つ以内で選んで下さい。

- これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- 相続時精算課税制度や贈与税の基礎控除の更なる拡充を求める
- 納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める
- 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- その他



全国



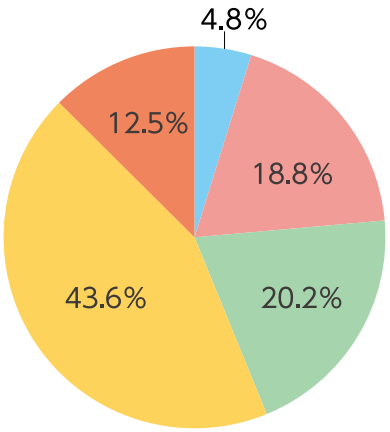
高岡

※　率は、回答数を集計枚数（全国 14,825 枚、高岡 44 枚）で除した数字である。

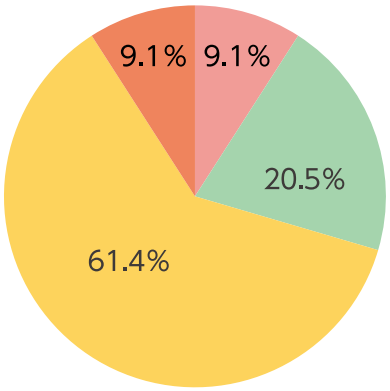
Q６　所得税／基礎控除等

令和７年度の税制改正では、所得税が課税されない給与収入額が103万円から160万円（年収200万円以下の場合）へと拡大されました。これを踏まえ、昨年におけるあなたの会社のパート従業員等の「就業調整」の状況についてお聞かせください。

- 就業調整は解消された
- 多少は就業調整が解消された
- これまでと変わらず就業調整は行われた
- もともと就業調整は行われていない
- その他



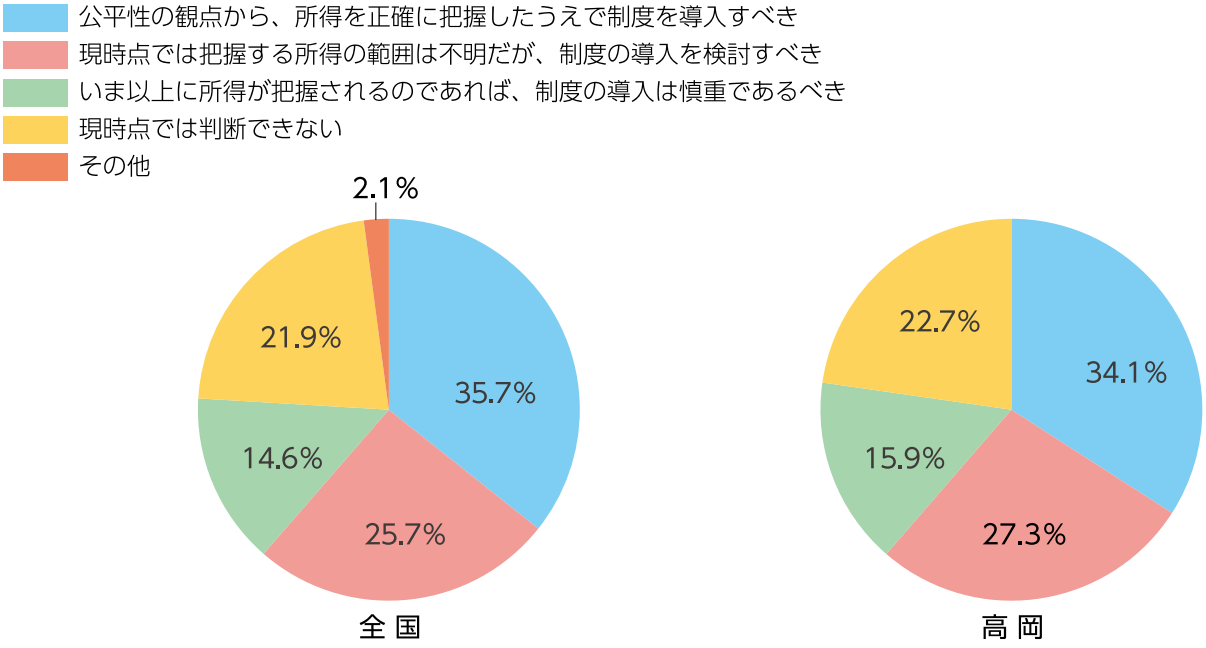
全国



高岡

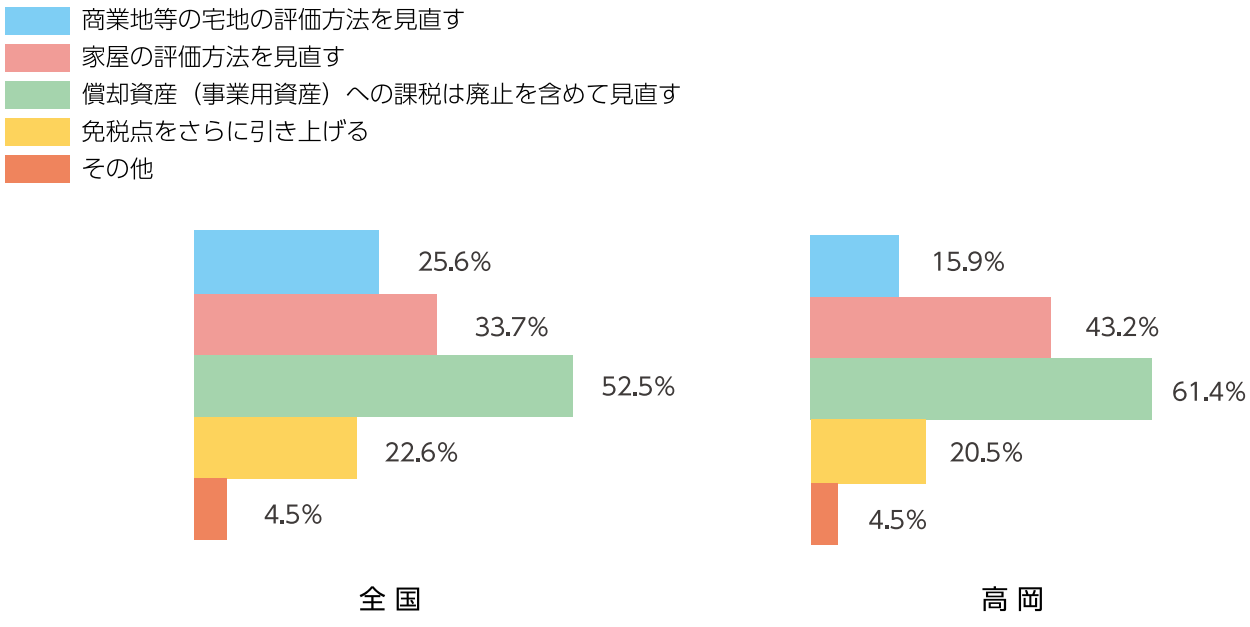
Q７　所得税／給付付き税額控除

政府・与野党は、中・低所得者層の税負担を軽減し、所得に応じて手取りが増える仕組みとして「給付付き税額控除制度」の導入を検討しています。「給付付き税額控除」は、国民の所得を把握した上で、その多寡に応じて税額控除や給付を行う制度であり、特に低所得層への現金給付が手厚くなる仕組みです。そのためには、個々人の所得を正確に把握することが求められます。この制度の導入について、あなたはどのように考えますか。



Q８　地方税／固定資産税

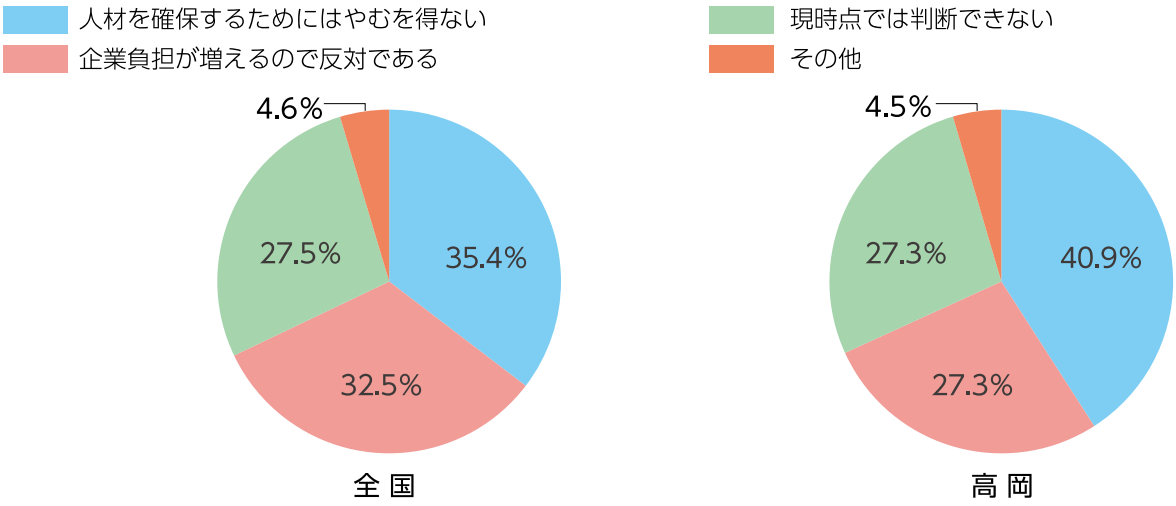
地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。令和８年度の税制改正では、家屋および償却資産に係る免税点が引き上げられましたが、固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を２つ以内で選んで下さい。



※　率は、回答数を集計枚数（全国 14,825 枚、高岡 44 枚）で除した数字である。

Q９　厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は、厚生年金の加入対象となっています。今後は、2035年までに企業規模要件（従業員〇〇人以上）等が段階的に撤廃されることになりました。いわゆる「106万円の壁」が撤廃されることについて、あなたはどのように考えますか。



税理士会だより

「電子帳簿等の保存について」

北陸税理士会砺波支部　支部長　高　桑　伸　英　税理士

電子帳簿保存法が施行されてから数年が経過しました。電子帳簿等の保存について再確認してみます。電子帳簿保存法は、税法上保存が必要な「帳簿」や「領収書、請求書、決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度であり、次の３つに区分されます。

1　電子取引データは電子データのまま保存しないといけない

請求書、領収書などに関する電子取引データを送付または受領した場合には、その電子取引データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。例えばメールで添付されたPDFの請求書や、インターネット通販での領収書などは、一定の要件を満たした形で保存する必要があります。紙に印刷して保存するだけの保存は原則として認められません。

保存のためのシステムを新たに導入しなくても、「改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け」するといった方法もあります。国税庁HPに事務処理規程のサンプルが掲載されていますので利用されると便利です。詳しくは国税庁HPの「電子取引データ保存要件チェックシート」をご参照ください。

2　電子帳簿・電子書類のデータ保存は任意です

会計ソフト等パソコンを使用して作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳などの帳簿やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

3　紙で受け取った書類のスキャナ保存は任意です

どのような書類が対象になるかというと、契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書など（決算関係書類を除く国税関係書類）になります。メリットとして、読み取った後の紙の書類を廃棄できるので、紙の書類のファイリング作業や保存スペースが不要になります。

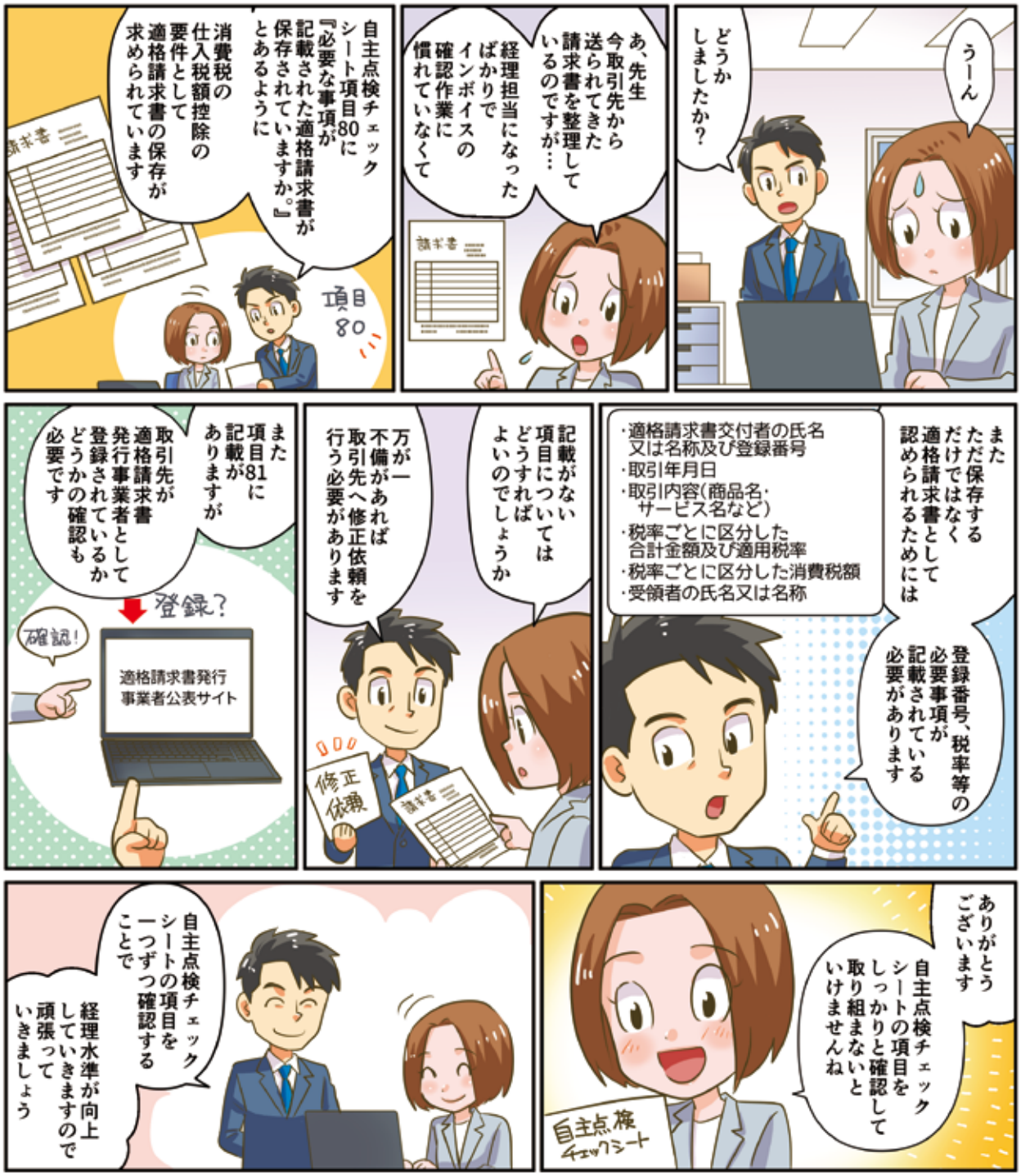
※　電子帳簿等保存制度特設サイト（国税庁）を一部参照、加工して作成しています

マンガでわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 適格請求書編 -

国税庁後援



お問い合わせ先

公益社団法人高岡法人会

電話番号　0766-23-8855

URL https://www.houjin-takaoka.com/

法人会自主点検チェックシートはこちら

源泉所得税の改正のあらまし【抜粋版】

令和８年４月

国　税　庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和８年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。
（注）　このパンフレットは、令和８年４月１日現在の法令等に基づいて作成しています。

１　以下のとおり所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。
これらの改正は、原則として、令和８年分以後の所得税について適用されます。
※　令和８年11月までの給与等及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

⑴　基礎控除の引上げ

イ　次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 令和８・９年分における 収入が給与だけの場合の収入金額（注３）	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後（注１）		改正前（注１）	
	令和８・９年分	令和10年分以後	令和８年分	令和９年分以後
132万円以下 （206万円以下）	104万円（注２）	99万円（注２）	95万円（注２）	88万円（注２）
132万円超　336万円以下 （206万円超　475万1,999円以下）		62万円		
336万円超　489万円以下 （475万1,999円超　665万5,556円以下）			68万円（注２）	58万円
489万円超　655万円以下 （665万5,556円超　850万円以下）	67万円（注２）		63万円（注２）	
655万円超　2,350万円以下 （850万円超　2,545万円以下）	62万円		58万円	

（注）１　所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の２の規定による加算額を加算した額となります。
２　62万円にそれぞれ、42万円、５万円、37万円を加算した金額（改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、５万円を加算した金額）となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
３　下記⑵の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
４　合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ　基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、令和９年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

⑵　給与所得控除の最低保障額の引上げ

イ　給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和８・９年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円（注１）	その収入金額×30％＋８万円 （69万円未満となる場合は、69万円）	65万円
190万円超　220万円以下			その収入金額×30％＋８万円

（注）１　給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の４）の適用後の給与所得控除額となります。
２　給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ　給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める令和８年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

ハ　令和８・９年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記イ及びロにかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る給与所得の金額	なし	その収入金額 －74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

なお、国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」については、上記ロ及びハを加味した表とすることを予定しています。

⑶　扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件（注１）が改正されました。

また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件（注１）（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注２））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 （136 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）
特定親族	62 万円超　123 万円以下 （136 万円超　197 万円以下）	58 万円超　123 万円以下 （123 万円超　188 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超　133 万円以下 （136 万円超　207 万円以下）	58 万円超　133 万円以下 （123 万円超　201 万 5,999 円以下）
勤労学生	89 万円以下 （163 万円以下）	85 万円以下 （150 万円以下）

（注）１　合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
２　上記⑵の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和８年の給与等の源泉徴収事務における留意事項】

令和８年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和８年分の給与等の源泉徴収事務においては、令和８年12月に行う年末調整の際に、上記⑴の引上げ後の基礎控除額及び上記⑵の改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて１年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和８年分の給与等の源泉徴収事務においては、上記⑶の改正は、令和８年12月１日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。

（参考）改正後の配偶者特別控除額及び特定親族特別控除額の表

上記⑵及び⑶の改正により、親族等の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）に応じた控除額は、次のようになりました。

配偶者又は特定親族の合計所得金額（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注））	配偶者特別控除額 所得者の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額（注））			特定親族特別控除額
	900 万円以下（1,095 万円以下）	900 万円超 950 万円以下（1,095 万円超 1,145 万円以下）	950 万円超 1,000 万円以下（1,145 万円超 1,195 万円以下）	
62 万円超　85 万円以下　（136 万円超　159 万円以下）	38 万円	26 万円	13 万円	63 万円
85 万円超　90 万円以下　（159 万円超　164 万円以下）				61 万円
90 万円超　95 万円以下　（164 万円超　169 万円以下）				51 万円
95 万円超　100 万円以下　（169 万円超　174 万円以下）	36 万円	24 万円	12 万円	41 万円
100 万円超　105 万円以下　（174 万円超　179 万円以下）	31 万円	21 万円	11 万円	31 万円
105 万円超　110 万円以下　（179 万円超　184 万円以下）	26 万円	18 万円	9 万円	21 万円
110 万円超　115 万円以下　（184 万円超　189 万円以下）	21 万円	14 万円	7 万円	11 万円
115 万円超　120 万円以下　（189 万円超　194 万円以下）	16 万円	11 万円	6 万円	6 万円
120 万円超　123 万円以下　（194 万円超　197 万円以下）	11 万円	8 万円	4 万円	3 万円
123 万円超　125 万円以下　（197 万円超　199 万円以下）				
125 万円超　130 万円以下　（199 万円超　204 万円以下）	6 万円	4 万円	2 万円	
130 万円超　133 万円以下　（204 万円超　207 万円以下）	3 万円	2 万円	1 万円	

（注）上記⑵の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

⑷　公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ

イ　基礎控除額の引上げに伴い、令和９年１月１日以後に支払うべき公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額が、次の表のとおり引き上げられました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	基礎的控除額	
		令和９年分	令和10年分以後
65歳以上	242万円以下 （２階部分のみの場合には163万円以下）	公的年金等の月割額×25％＋110,000円 （180,000円未満となる場合は、180,000円）	公的年金等の月割額×25％＋110,000円 （175,000円未満となる場合は、175,000円）
	242万円超 （２階部分のみの場合には163万円超）		公的年金等の月割額×25％＋ 75,000円 （145,000円未満となる場合は、145,000円）
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25％＋110,000円 （140,000円未満となる場合は、140,000円）	公的年金等の月割額×25％＋110,000円 （135,000円未満となる場合は、135,000円）
	213万円超		公的年金等の月割額×25％＋ 75,000円 （105,000円未満となる場合は、105,000円）

ロ　基礎控除額の引上げに伴い、源泉徴収を要しない公的年金等の額が次の表のとおり改正されました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	
	令和９年分	令和10年分以後
65歳以上	214万円 （２階部分のみの場合には137万円）	209万円 （２階部分のみの場合には132万円）
65歳未満	164万円	159万円

【令和８年の公的年金等の源泉徴収事務における留意事項】

令和８年11月までの公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和８年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務において、その支払者は、令和８年12月の年金支払時に、上記イの表の令和９年分の欄の基礎的控除額を用いて計算した１年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行うこととなります（この精算により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、その還付すべき金額を原則として公的年金等の支払者から還付します。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和８年分の所得税について、上記⑶の改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

（注）令和８年12月に公的年金等の支払がなく、公的年金等の支払者による上記の精算が行われなかった場合で、令和８年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、公的年金等の受給者は確定申告書を提出することにより精算することができます。

⑸　物価上昇局面における基礎控除等の対応

令和10年分以後の所得税の基礎控除額及び給与所得控除の最低保障額については、２年ごとに、直前の見直し後のこれらの額に、見直し後２年間における全国消費者物価指数の変化率を乗じた額を基準として見直しを行うことを基本とするものとされました。

2　通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、①通勤距離が片道65㎞以上の人の１か月当たりの非課税限度額が引き上げられるとともに、②一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の１か月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に１か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を加算した金額とすることとされました。

この改正は、令和８年４月１日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

この改正により、改正後の１か月当たりの非課税限度額は、次のようになりました。

区分		課税されない金額	
		改正後（令和８年４月１日以後適用）	改正前
①　交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		１か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度　150,000円）	同左
②　自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分		
	片道２㎞未満	（全額課税）	同左
	片道２㎞以上　10㎞未満	4,200円	同左
	片道10㎞以上　15㎞未満	7,300円	同左
	片道15㎞以上　25㎞未満	13,500円	同左
	片道25㎞以上　35㎞未満	19,700円	同左
	片道35㎞以上　45㎞未満	25,900円	同左
	片道45㎞以上　55㎞未満	32,300円	同左
	片道55㎞以上　65㎞未満	38,700円	38,700円
	片道65㎞以上　75㎞未満	45,700円	
	片道75㎞以上　85㎞未満	52,700円	
	片道85㎞以上　95㎞未満	59,600円	
	片道95㎞以上	66,400円	
③　自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道２㎞未満である人を除きます。）に支給する通勤手当		②の金額と１か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）との合計額	―
④　交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		１か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度　150,000円）	同左
⑤　交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道２㎞未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		１か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度　150,000円）	同左
⑥　交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道２㎞未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		１か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と１か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）との合計額（最高限度　150,000円）	―

（注）１　「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいいます。

２　「１か月当たりの駐車場等の料金相当額」とは、駐車場等の料金が月単位で定められている場合には、その料金の額（１月を超える期間で１月の整数倍の期間を単位として料金が定められている場合は、その料金の額をその整数倍の倍数で除して計算した金額）をいい、駐車場等の料金が年単位で定められている場合には、その料金の額を12（１年を超える期間で１年の整数倍の期間を単位として料金が定められている場合は、12にその整数倍の倍数を乗じた数）で除して計算した金額をいいます（その他、駐車場等の料金が利用の都度負担するものとして定められている場合等の「１か月当たりの駐車場等の料金相当額」の計算については、「通勤手当の非課税限度額の改正に関するＱ＆Ａ」をご確認ください。）。

新会員のご紹介

令和８年１月～

（敬称略）

法　人　名	代表者
高岡市	
田形電気事務所㈱	田形　勇樹
㈱端保機工	端保　一成
㈱宮津商店	宮津　健志
㈱Ｒｅ・プレイス	屋敷　　隆
㈲山崎	山崎　晃英
㈱ＴＭ工房	竹中　志光
アシステム税理士法人高岡支店	伊田　諭志
㈱みつ	見津美紀子

法　人　名	代表者
高岡市	
上下興業㈲	上下　勝規
㈲トラストホーム	橋川　秀司
射水市	
㈲サンクリーンＹＯＵ＆ＭＥ	竹本　伸生
㈲片口屋	片口　敏昭
タケウチゴーセイ㈱	竹内　亮介
ササヤマ建設㈱	笹山　昇宏
賛助会員	
理容室ラフ（高岡市）	黒田　和宏

会員ご紹介のお願い

高岡法人会は、「よき経営者をめざすものの団体」として、地域企業の発展と健全経営を支援するため、税務・経営に関する事業をはじめ、社会貢献活動、会員企業の PR 支援、健康管理支援など幅広い活動を行っています。

現在、多くの企業の皆さまにご加入いただき、会員相互の交流や情報交換の場としてご活用いただいております。

まだご加入いただいていない法人の皆さまには、この機会にぜひご入会をご検討いただければ幸いです。

また、会員の皆さまにおかれましては、お取引先やお知り合いの企業で未加入の法人がございましたら、ぜひ法人会をご紹介くださいますようお願い申し上げます。

1　異業種間の交流

法人会の大きな魅力の一つは、異業種の経営者との交流です。視察研修や講演会、各種セミナーなどを通じて、普段接する機会の少ないさまざまな業種の方々と知り合うことができ、新たなビジネスチャンスや事業展開のヒントにつながることもあります。

2　会員企業ＰＲ支援

会員企業の認知度向上や販路拡大を支援するため、自社ＰＲチラシの会員向け配布（実費負担）や、高岡法人会ホームページへの企業情報掲載（無料）を行っています。

3　オンラインセミナーが見放題

法人会会員は、ホームページから約 700 本のオンラインセミナーを無料で視聴できます。

経営、税務、労務、人材育成、営業戦略など幅広いテーマが用意されており、時間や場所を選ばず学べるため、経営者の自己研鑽はもちろん、社員研修にもご活用いただけます。

4　PET-CT 検診割引

経営者や従業員の健康管理を支援する特典として、厚生連高岡健康管理センターの PET-CT 検診の会員割引もご用意しています。

【一般】検診料　93,500 円　➡　【高岡法人会会員】検診料　88,825 円　★　4,675 円お得です！

5　税務関係冊子の送付

税制改正のポイントや年末調整、確定申告など、実務に役立つ冊子を定期的にお届けしています。最新の税務情報を手軽に確認することができます。

6　研修会・講演会および税務関係者との交流

改正税法研修会、決算期別説明会、年末調整説明会、雇用管理研修会など、企業経営に役立つ各種研修会を開催しています。

また、著名講師による講演会や、税務署長・税務関係者との意見交換・交流の機会もあり、経営に必要な知識の習得と人的ネットワークの拡大を図ることができます。

入会に関するご相談やご質問は、高岡法人会事務局までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】高岡法人会事務局　TEL：0766-23-8855

年末調整説明会・年末調整実践セミナーのご案内

＼ 高岡税務署・高岡市の各担当者が説明します ／

令和８年分 年末調整説明会

令和８年分も、基礎控除、給与所得控除が見直しされました

■ 日　時　令和８年 11 月 25 日（水）　14：00 ～ 16：00

■ 会　場　富山県高岡文化ホール　大ホール

■ 定　員　300 名

■ 申込み　高岡法人会 HP
「セミナー・講演会・イベントのお知らせ」
からお申込みください。
右記のQRコードからもお申込みできます。

※ 説明会会場で書籍『年末調整のしかた』（大蔵財務協会発行）を会員特別価格で販売します。
ご購入の方は事前申込が必要です。

年末調整の流れとポイントを解説！

2026年版 年末調整実践セミナー

■ 日　時　令和８年 11 月 19 日（木）　14：00 ～ 15：30
【見逃し配信期間】令和８年 11 月 21 日（土）～ 12 月４日（金）

■ 講　師　税理士　**大岡　百合子**　氏

■ 定　員　５０名（先着順、１社１名）

－講座内容－

1. 所得税計算の仕組み
2. 年末調整とは
3. 年末調整タイムスケジュールと準備作業
4. 年末調整の対象者とは
5. 今年度の改正点
6. 年末調整業務の実務作業での注意点
7. 間違えやすいポイント

■ 申込方法　下記サイトよりお申込みください。
https://brain-server.net/261119-1321
右記のQRコードからもサイトにアクセスできます。

■ 申込締切日　11 月 13 日（金）

— 税を考える週間 —

特別講演会のご案内

入場無料



テーマ 石原家の家族愛＆自然への想い

■ 講　師／俳優／気象予報士

石 原 良 純 氏

■ 日　時／**令和８年11月13日（金）** 14時～15時30分

■ 会　場／高岡市生涯学習センターホール ウイング・ウイング高岡４階

■ 定　員／350名

※高岡法人会ＨＰ「セミナー・講演会・イベントのお知らせ」から
お申込みください。
右記のQRコードからもお申込みできます。

■ プロフィール

1962年神奈川県逗子市生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業。1984年、松竹富士映画『凶弾』で俳優デビュー。以来、舞台・映画・テレビドラマを中心に幅広く活躍し、NHK 連続テレビ小説『どんど晴れ』、NHK 大河ドラマ『天地人』『花燃ゆ』など数々の作品に出演。

湘南の空と海を見て育ったことから気象に興味をもち、気象予報士試験へ挑戦。1997年、見事合格。お天気キャスターとしても人気を集め、気象や環境問題について分かりやすく発信している。

2001年出版『石原家の人びと』、2025年出版『石原家の兄弟』などの著作はベストセラーとなり、作家としても注目を集める。

現在は俳優、気象予報士、タレントとして活躍する一方、官公庁や自治体での講演活動にも積極的に取り組み、日本の四季や気象、地球環境問題について幅広く発信している。

■ 著書

「あそびに行こうよコール」（新潮社）1992年、「石原家の人びと」（新潮社）2001年
「石原良純のこんなに楽しい気象予報士」（小学館）2001年、「石原家の兄弟」（新潮社）2025年

■ メディア出演

テレビ朝日「モーニングショー」「Qさま!!」「ザワつく!金曜日」「良純孝太郎」
関西テレビ「よ～いドン!」、チューリップテレビ「寿司といえば富山 story」他

表紙説明

氷見復興（ひみ花プロジェクト）

令和６年能登半島地震に伴う公費解体により生じた空き地を活用し、地域の希望と復興のシンボルとして住民が花を植える「ひみ花プロジェクト」が、令和７年６月から始まりました。姿地区ではヒマワリ畑、新道地区ではコスモス畑が整備されるなど、それぞれの地域の特色を生かした景観づくりが進められています。

花の種まきや水やり、除草などの維持管理は地域住民が中心となって行っており、多くの人々が協力しながら活動を支えています。

また、氷見市は、全国から集まる支援者と地域住民が協力して被災地の空き地を花壇や庭園として再生する「一人一花 in 能登半島」プロジェクトにも参加しています。この取り組みは、花を植えるだけでなく、人と人との交流を生み出しながら地域に新たな魅力を創出することを目的としています。

令和７年９月には加納町に「でぐらガーデン」が整備され、令和８年５月には池田町に「池田浜ガーデン」が整備されました。これらのガーデンは、地域住民の憩いの場として利用されるとともに、訪れる人々が復興への歩みを感じることのできる場所となっています。

このような活動は、震災によって生じた空き地の有効活用につながるだけでなく、花を通じて地域コミュニティの絆を深め、住民の心の支えとなる役割も果たしています。また、美しい景観の形成によって地域のにぎわいを創出し、復興への機運を高める効果も期待されています。

〒933-0912 高岡市丸の内１番40号　高岡商工ビル内　TEL 0766-23-8855　FAX 0766-26-1216
発行人／公益社団法人 高岡法人会　発行日／令和８年８月21日　印刷所／㈱トーザワ